❺「仮設住宅」はどんな人が入居できるの？

①「**全壊**」の認定を受けた被災世帯

②「**大規模半壊**」又は「**半壊**」の認定を受け、水害により流入した土砂や流木等により住居としての利用ができず、**自らの住居に居住できない**被災世帯

③「半壊」以上の認定を受け、住家を「**（公費）解体**」した被災世帯

④ 二次災害の危険、ライフライン（水道・電気・ガス等）の途絶等により**長期避難**が必要な被災世帯

⑤「準半壊」以上の認定を受け、**応急修理の期間が１か月を超える場合**で、他の住まいの確保が困難な被災世帯

（大注意）**①～④の被災世帯は、原則２年間（延長もあり）**仮設住宅に居住することが可能ですが、**応急修理制度を利用した⑤の被災世帯**は、「**災害発生の日から原則６か月**」しか仮設住宅に居住することができません。

❻「被災者生活再建支援金」について知りたい！

被災世帯が生活を再建するために国から**２段階で支給**されるお金です。

借家で被災された場合は、**大家さんではなく、被災した居住者に支給**されます。

⑴　住家の被害程度に応じて、最初に支給される「**基礎支援金**」（第１段階）

①「全壊」世帯・「半壊以上で（公費）解体した」世帯・「長期避難」世帯…**100万円**

②「大規模半壊」世帯…**50万円**

※単身世帯は各金額の４分の３の金額

（注　意）「大規模半壊」で50万円をもらった後に、「（公費）解体」された場合には、「全壊」扱いとなりますので、差額の50万円を忘れずにもらってください。

⑵　再建方法に応じて、追加で支給される「**加算支援金**」（第２段階）

①「新築・購入」…追加で**200万円**

②「補修」…追加で**100万円**

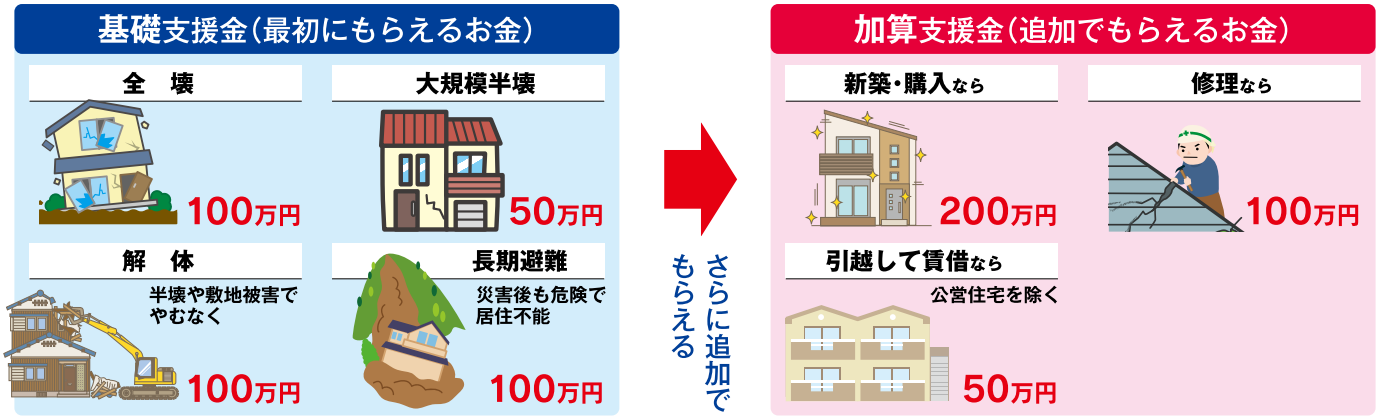
③「引っ越して賃借」…追加で**50万円**

※単身世帯は各金額の４分の３の金額

（大注意）「基礎支援金」も「加算支援金」も被災世帯が自治体に**「申請」しないと支給されません。**

熊本地震の際に「もらえるのにもらっていない」被災者が多数おられます。生活を再建するのに大切なお金ですので、期限内に忘れずに申請してください。

被災者生活再建支援金（最大300万円）　注：単身世帯は各金額が4分の3に減額



※借家では、大家さんではなく居住者がもらえる！
（居住者は修理以外の加算支援金ももらえる）

※一度借家などに引越したあと、最終的に新築や補修した人でも合計して上記の最終金額まではもらえる